公益財団法人宮城県水産振興協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人宮城県水産振興協会（以下、「この法人」という。）定款第 17 条及び第 33 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)　評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。

(5)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

３　常勤役員には、役員賞与を支給しない。

４　常勤役員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。

５　評議員には、定款第 17 条に定める金額の範囲で、報酬等を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の報酬総額は、別表第１「常勤役員の年間総報酬」に定める額以内とし、理事長が理事会の承認を得て、その総額の範囲内で決めるものとする。

２　非常勤役員に対する報酬は、別表２「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

３　各評議員の報酬等は、定款第 17 条に定める金額の範囲内において、別表３「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第６　報酬等は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤手当）

第７条　常勤役員には、通勤手当を支給する。

２　通勤手当は、職員給与規程第 12 条に規定する通勤手当に準ずる額とする。

（費　用）

第８条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公　表）

第９条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第１項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補　則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、公益財団法人宮城県水産振興協会の設立の登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。

別表第１　常勤役員の年間総報酬

６，５００，０００円

別表第２　非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として

１人一律　１１，６００円

別表第３　評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として

１人一律　１１，６００円